



北関東支部 支部幹事選出に関する細則

平成 29 年 4 月 7 日 北関東支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「北関東支部規約」(0901-03)第 7 条に基づき、支部幹事の選出方法等を定めることを目的とする。

(選定方法)

第 2 条 幹事の選定方法は以下のとおりとする。

- (1) 支部幹事のグループは A (原子力機構 原子力科学研究所, 核燃料サイクル工学研究所), B (原子力機構 大洗研究開発センター), C (電力, メーカー), D (大学, 国立研究開発法人, 量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所) とする。
- (2) 支部幹事は各グループから概ね 2 名程度を選出し, 定員は 10 名程度とする。

(任期)

第 3 条 支部幹事の任期は原則 2 年とし, 毎年約半数が交代するものとする。(ただし再任は妨げない)

(交代)

第 4 条 支部幹事が任期途中でやむを得ない理由により任務の遂行が困難となった場合, 支部幹事会の承認を得て幹事を交代できる。後任の幹事は前任の幹事の任期を引き継ぐ。

(役職)

第 5 条 支部幹事の中から支部長 1 名, 副支部長 1 名以上, 庶務担当幹事 1 名および会計担当幹事 1 名を選出する。

- 2 支部長は, A, B, C, D の順に各グループから選任する。
- 3 副支部長から次期支部長を選出する。
- 4 庶務幹事は原則として 2 年目以上の支部幹事から選出する。

(改定)

第 6 条 本細則の改定は, 支部幹事会が決定し, 支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

- 2 本細則に定められていない運営上の細目は, 支部幹事会で決定する。

附則

- 1 この内規は, 平成 12 年 2 月 23 日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成 14 年 4 月 17 日一部改正

- ② 平成 15 年 1 月 17 日一部改正
- ③ 平成 19 年 4 月 5 日一部改正
- ④ 平成 23 年 4 月 13 日一部改正
- ⑤ 平成 26 年 7 月 15 日一部改正
- ⑥ 平成 28 年 7 月 26 日一部改正
- ⑦ 「北関東支部 支部幹事選出に関する細則」へ変更
平成 29 年 4 月 7 日 北関東支部幹事会承認, 平成 29 年 4 月 14 日 北関東支部大会報告, 平成 29 年 5 月 25 日 第 9 回理事会報告

附則

- 1 平成 29 年 4 月 7 日改定の細則は, 北関東支部大会報告の日から施行する。